

奈 政 行 第 6 9 号

平 成 2 5 年 1 0 月 1 日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎 様  
同 中 本 勝 様  
同 三 浦 教 次 様  
同 松 田 末 作 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果及び意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成23年度包括外部監査「公有財産（不動産）に係る事務執行について」の結果に対する措置状況について

V 公有財産の管理に関する監査結果

3. 公有財産の管理に関する個別検討結果

(3) 個別検討結果

⑩ 福祉政策課分室（社協事務所）

（福祉政策課）

【監査結果】

市は、社協事務所及び前述の推進室事務所について、奈良市行政財産使用料条例第6条第1号を根拠に100%減免を実施している。

【奈良市行政財産使用料条例】

第6条 土地または建物の使用目的が次の各号の一に該当するときは、使用料の全部または一部を減免することができる。

(1) 他の地方公共団体その他公共団体において公用または公共用に使用するとき。

（以下、省略）

公共団体の範囲は、地方公共団体、公共組合、営造物法人（公団、公庫、事業団等）及び独立行政法人を指すため、その他公共団体は公共組合、営造物法人、独立行政法人を指すと解される。

市でも「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」で公共団体と公共的団体とは区別して使用している。

【財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例】

第4条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償または時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(1) 国または他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体において公用若しくは公共用または公益事業の用に供するとき。

（以下、省略）

この場合の公共的団体とは、「農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会、等の産業経済団体、老人ホーム、育児院、赤十字社等の厚

生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人、私法人でもよく、また、法人でなくてもよい。」（行政実例 昭和24年1月13日、昭和34年12月16日）とされており、地方自治法第157条にいう公共的団体と同義と解される。

以上より、社協はその他公共団体ではなく公共的団体に該当し、「奈良市行政財産使用料条例」第6条第1号は減免理由として不適切であるため改められたい。

**【措置の内容】**

奈良市社会福祉協議会は、平成25年4月1日より旧辰市人権文化センターへ移転し、貸付料に関しましては、平成25年1月28日に減免率の基準等を定めた、「公有財産使用料等の減免等に係る基準」において、補助金交付団体には減免を適用しないこととしており、全額徴収しております。

（福祉政策課）

**【監査結果】**

公有財産台帳上は福祉政策課分室という名称であるが、市職員が常駐しているわけではない。分室としての機能を果たしておらず、専ら社協の事務所として使用されている。現在の使用方法では「公用または公共用に供し」とは言えないため、行政財産の用途廃止の手続を行ったうえで、普通財産の貸付手続に則って契約事務を行うべきである。

**【措置の内容】**

奈良市社会福祉協議会は、平成25年4月1日より旧辰市人権文化センターへ移転し、旧福祉政策課分室については、用途廃止し、普通財産としました。